

タイトル

令和5年第2回南島原市議会定例会に
議案を追加提出しました

令和5年第2回南島原市議会定例会に別添の議案を追加提出
しました。

[配布資料]
議案

担当部署	総務部 総務秘書課	担当者	小玉 博邦
直通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは ☎		検索ワード	
担当者 連絡先			

令和5年第2回南島原市議会 定例会

(追加議案) 参 考 資 料

○議案の概要〔P1〕

南島原市

令和5年第2回南島原市議会定例会 追加議案

専決処分の報告について
報告第13号 (損害賠償の額の決定について)

福 祉 保 健 部
こ ども 未 来 課

* 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

同意第2号 教育委員会委員の任命について

* 教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるもの。

報告第13号

専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年7月7日提出

南島原市長 松本政博

専決第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年6月28日

南島原市長 松本政博

損害賠償の額の決定について

南島原市は、次により損害を賠償するものとする。

1 賠償の理由

令和4年4月27日午前8時30分から9時30分頃、新型コロナウイルスワクチン3回目接種の際に、接種医が誤って使用済みの可能性があるワクチンが入っていない注射器を使用し、注射針を刺した事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

172,220円

3 賠償する相手方

同意第2号

教育委員会委員の任命について

次の者を南島原市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 植木 智穂

生年月日

令和5年7月7日提出

南島原市長 松本政博